

経営所得安定対策等の活用で 需要に応じたコメ生産を!

人口の減少や生活様式の変化に伴い、コメの国内需要は年間約10万トンのペースで減少しています。

現在、新型コロナウイルスの影響で主産地ではコメの在庫が過剰となっており、価格の安定のために、令和3年産はこれまで以上に需要に応じた生産が重要です!

経営所得安定対策等を活用して、農業経営の安定を図りましょう。

申請期限は、6月30日(水)です!



畑作物の直接支払交付金

- 水田、畑地において、麦・大豆・そば・なたねの生産・販売を行う担い手（認定農業者・集落営農・認定新規就農者）が対象です。
- 生産量と品質に応じて交付する数量払が基本であり、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は、数量払の先払いとして支払われます。

収入減少影響緩和交付金

- 米、麦、大豆等の当年産収入額の合計が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てん（財源は、農業者と国が1対3で負担）します。
- 対象となる農業者は、認定農業者等の担い手です。
- 収入保険と重複加入はできません。

水田活用の直接支払交付金

戦略作物助成

(基幹作のみ)

麦 ^{※1} ・大豆 ^{※1} ・飼料作物	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米 ^{※1}	2.0万円/10a
飼料用米 ・米粉用米	収量に応じて 5.5万～ 10.5万円/10a ^{※2}

※1 麦、大豆、加工用米については、水田リノベーション事業の支援対象面積分は、本助成の対象になりません。

※2 標準単収以上の収量が確実であった場合、自然災害等でも特例措置として標準単価（8.0万円/10a）で支援

産地交付金(県メニュー)

1 継続メニュー

- ① 土地利用型野菜作付助成(8品目)
4.5万円/10a[※]
→ 対象品目は、えだまめ、キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、にんにく、ばれいしょ、加工用トマト
- ② 新市場開拓用米作付加算助成
1.0万円/10a[※]
- ③ 飼料用米多収品種取組助成
0.3万円/10a[※]

〔※県枠メニューへの配分額の範囲内で単価が増額となる場合があります。〕

2 新規メニュー

- ① 飼料用米等新規作付拡大助成
1.0万円/10a
→ 主食用米から飼料用米、WCS用稲への作付転換面積が対象

水田農業高収益化推進助成

県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、高収益作物の導入・定着等を図る取組を支援します。

都道府県 連携型助成 **新規**

県単独新規事業の支援(0.5万円/10a)を受けた場合、国が、同額を追加支援します。

詳しくは裏面へ!

● 詳しくは、各地域の農業再生協議会にお問い合わせください。

水田転換緊急対応助成

県では、主食用米から飼料用米、野菜、雑穀へ、新規に作付転換を行う場合、10aあたり5,000円を助成します。(国の「水田活用の直接支払交付金」における「都道府県連携型助成」に対応する事業)ぜひご活用ください！

① 申請・問合せ先

各地域の農業再生協議会（市町村・JA等）

② 申請期間

令和3年7月20日(火)まで

③ 事業内容

令和2年産と比較して、令和3年産主食用米の作付面積が減少し、かつ対象作物の作付面積が10a以上増加した場合に、対象作物の増加面積分に対して5,000円/10a（a未満切り捨て）が助成されます。

④ 対象作物

飼料用米、野菜、雑穀（ただし、販売していること。また、野菜及び雑穀は水田収益力強化ビジョンに掲げる品目で、雑穀は高収益作物に位置づけられているもの。）

⑤ 助成対象

対象作物の拡大に取り組む農業者（農業者単位で主食用米の作付面積が、令和2年産より減少する計画であること、などの要件を満たす必要があります。）

⑥ 都道府県連携型助成（国）

県の助成額と同額が、別途、国から振り込まれます。

事業活用による品目別収入額の試算比較（10a当たり）

